

議会議案第16号

公金の支出を受ける委託事業並びに補助事業における労働法規の厳守と違反状況の是正、委託・補助の適正化、社会福祉法人に対する監査体制のさらなる強化を求める意見書の提出について

公金の支出を受ける委託事業並びに補助事業における労働法規の厳守と違反状況の是正、委託・補助の適正化、社会福祉法人に対する監査体制のさらなる強化を求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成28年10月 3 日提出

提出者	鎌倉市議会議員	長	嶋	竜	弘
同	同	上	渡	邊	昌一郎
同	同	上	上	畠	寛 弘
同	同	上	松	中	健 治

公金の支出を受ける委託事業並びに補助事業における労働法規の厳守と違反状況の是正、委託・補助の適正化、社会福祉法人に対する監査体制のさらなる強化を求める意見書

鎌倉市議会平成28年9月定例会における平成27年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会の審査の中で、鎌倉市から障害者福祉運営事業や虐待防止緊急一時保護事業等を委託され、その他障害者福祉事業における補助金なども含めて、国、県、鎌倉市から莫大な公金としての支出実績がある社会福祉法人において重大な労働法規違反が発覚した。

具体には、通常、深夜に勤務する場合、通常の賃金に加え、深夜割増手当が支払われるべきものであるが、厳格な審査の結果、労働基準監督署長が許可した場合のみ、宿直と扱えるにも関わらず、当該法人においては、労働基準監督署長の許可なくパート職員を宿直させ、宿直勤務した時間（9時間15分）に対して3,000円しか支払わず、時給に換算すれば神奈川県最低賃金をはるかに下回る金額324円しか支払っていなかったものである。この事態については全国紙においても報道された。労働者の権利は労働基準法など労働法規によって守られており、使用者たる者、厳守しなければならない中、このような違反行為があったことは看過できるものではない。この他同法人のパート職員との雇用契約においては明らかに実態とは異なる金額として月給321万円と記され、一方で同法人のホームページの求人情報（平成28年10月現在）には時給900円と記され、昨年の最低賃金さえも下回る金額が掲げられ、同法人の労務管理のずさんさが露呈した。

福祉施設を運営する社会福祉法人において、労働者の権利が守られないことになれば、結果として、施設利用者に何らかの悪影響が及ぶことも否定できないことから、このたびの事態は極めて深刻である。多額の公金を支出し、事業委託するに当たっては、鎌倉市としての責任も重大であるが、県下に複数の施設を運営する同法人に対しての監査権限者は神奈川県知事であり、そもそもの監査自体が労務管理については適切な監査が行われておらず、指導が不足していたことは言うまでもない。

以上のことを踏まえて、労働者の権利を保護し、利用者の福祉を守るべく監査権限を持つ神奈川県初め関係機関に以下のことを求める。

- 1 監査体制と監査項目を強化し、事業者に対して労働法規の厳守と違反状況がある場合は早急に是正させること。
- 2 質の高い施設運営が担保されるよう改善状況については引き続き厳しい監査を実施すること。
- 3 監査結果は速やかに公表すること。
- 4 悪質な法令違反や改善が見られぬ悪質な場合は社会福祉法人の認可の取り消しや委託の中止や補助金の見直しもすること。
- 5 神奈川県、藤沢労働基準監督署及び鎌倉市は連携し、当該法人について厳正に対処すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月4日

鎌 倉 市 議 会